

高島郡

箱ノ内ノ歌ノ本ハ、アフミナルイカゴノウミノイカナレバトゾ有ケルニ、此クミルメモナキニ人ノコヒシキト付ケレバ、實ニ目出タシ、觀音ノ付給ハムニハ、當ニ愚ナラムヤ、

〔伊呂波字類抄國郡〕近江國略○中高島タカシマ

〔近江國輿地志略高島郡〕夫高島の名は、萬葉集より以來、世々の撰集に出て、正史六國史みな高島の文字につくれり、この郡、南は志賀郡に隣り、郡は若狹國界大杉山波が畑山に至りて、東は湖水をかぎり、良は越前の國界に交り、巽は湖に連り、坤は山城丹波若狹三國の界に接し、乾は若狹の國界に至る、大凡この郡、南北はながふして、東西は南北よりもみじかし、

〔日本書紀十七〕男大迹天皇更名彦 譽田天皇五世孫、彥主人王子也、母曰振媛、振媛活目天皇七世孫也、天皇父聞振媛顔容妹妙、甚有嫩色、自近江國高島郡三尾之別業、遣使聘于三國坂中井中此云那納以爲妃、遂產天皇、

〔續日本紀二十六〕天平神護元年正月庚子、勅復官軍所經近江國高島郡調庸二年、滋賀淺井二郡各一年、並以沒官物量加賑恤、

〔淺井三代記七〕亮政軍評定并高島退治の事、  
兎角高島郡を可攻取と宣へば、列坐の面々申上けるは、高島は海上へだつといひ、江南の領分志賀の郡につゞきたる所なれば、弓手も馬手も皆敵なれば、如何可有御座やと同音に申、

〔倭名類聚抄七〕近江國 滋賀郡 古市布留 眞野末乃 大友於保 錦部爾之

栗本郡 物部乃乃倍 原脱一 治田發多 木川木乃 勢多梨原 奈之

甲賀郡 老上於保加美 高山寺本 夏身奈美 山直也末奈保 高山藏部 久良布○高山

野洲郡 三上美加無 高山寺本 敷智淵國用 服部八土利 高山寺 明見安加美 邇保在南北 篠原乃

波驛家在北

郷